

# 美浦村内に住宅を取得して定住された方に「美浦村定住促進奨励金」を交付します

今年の申請は「平成24年1月2日から平成26年1月1日まで」に住宅を取得した方が対象です

美浦村では、定住人口の増加を促進し、活力あるまちづくりの推進を図るため、「美浦村定住促進条例」を制定。美浦村内に新築住宅や中古住宅を取得して、その住宅に継続して居住された方に、住宅とその敷地に課税される固定資産税相当額を基本とする奨励金を交付します。

\*平成26年9月の条例改正に基づき、交付対象を拡大しました。

◇対象となる住宅  
平成24年1月2日以降に取得した住宅が対象となります。  
\*相続により住宅を取得した場合を除きます。

## 奨励金交付の対象者

居住するために美浦村に住宅を新築または購入し、美浦村の住民として定住する方が、定住促進奨励金交付の対象となります。

## 奨励金の額・交付期間

ただし、次のいずれかの要件に該当する方が同世帯にいる場合には、対象となりません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- ・過去にこの奨励金の交付を受けたことのある方
- ・村税および各種使用料、その他村の税外収入金を滞納している方

## 【奨励金の額（年額）】

納付した固定資産税のうち、「奨励金の対象となる住宅」および「奨励金の対象となる住宅の敷地」が申請者名義または同世帯の親族名義である場合は、その住宅および敷地に係る固定資産税の年税額相当額が奨励金として交付されます。

## 奨励金交付までの流れ

ただし、取得した住宅により奨励金の限度額が次のとおり設定されています。

- ・新築住宅：年額20万円まで
- ・中古住宅：年額10万円まで

【奨励金の交付期間】  
申請時における世帯状況によって交付期間は異なり、この交付期間は当該物件に固定資産税が課税された初年度から起算します。

- ・同世帯に義務教育終了前の子がいる場合：最長5年
- ・同世帯に義務教育終了前の子がいない場合：3年

に奨励金の交付申請が必要です。

【交付申請書の申請期間】  
奨励金の交付を受ける年度の3月1日～3月31日まで。（土・日・祝日を除く。）

\*平成25年1月2日～平成26年1月1日に住宅を取得した場合の最初の申請は、平成27年3月1日～3月31日までとなります。

## 【添付書類】

- ①住民票謄本（続柄記載のあるもの）
- ②土地の登記事項証明書
- ③住宅の登記事項証明書
- ④定住誓約書
- ⑤村税等納入状況確認承諾書
- ⑥定住促進奨励金に係る共有名義者同意書

\*この同意書は、申請に係る土地・住宅が共有名義の場合に必要です。  
※次年度以降の申請の際には、「添付書類②③④」の添付の必要はありません。

## 「美浦村定住促進奨励金Q&A」

《住宅取得後、美浦村に定住することを前提として》

- Q1 現在、村外に住んでいます。これから美浦村の土地を取得して、その土地に住宅を新築します。↓はい。交付対象です。
- Q2 現在、村外に住んでいます。これから美浦村の土地と住宅を購入します。↓はい。交付対象です。
- Q3 現在、美浦村内に住んでいます。これから美浦村の土地を取得して、住宅を新築します。↓はい。交付対象です。
- Q4 現在、美浦村内に住んでいます。これから美浦村内の土地と住宅を購入します。↓はい。交付対象です。
- Q5 美浦村内にある親名義の住宅敷地を分割して自分名義の住宅を新築します。↓はい。交付対象です。
- Q6 美浦村内にある親名義の住宅敷地を分割して、親名義のままの土地に自分名義の住宅を新築します。↓はい。交付対象です。ただし、住宅に係る固定資産税相当額のみが対象になります。
- Q7 現在、美浦村内の持家に住んでいます。新たに美浦村内の別の土地に住宅を新築（購入し、転居します）。↓交付対象とはなりません。
- Q8 現在、美浦村内の持家に住んでいます。住んでいる住宅を建て替えます。↓交付対象とはなりません。
- Q9 美浦村内の自分名義の土地に、居住用と営業用の併用住宅を新築します。↓はい。交付対象です。ただし、居住用部分に係る固定資産税相当額のみが奨励金の対象となります。
- Q10 美浦村内にある住宅を相続により取得しました。↓交付対象とはなりません。

## 【お問合せ先】

役場企画財政課

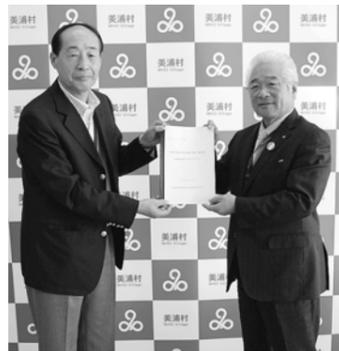


## 美浦村地域活性化対策に関する提言書 -美浦村活性化プロジェクト11(イレブン)- を村長に提出

美浦村地域活性化対策検討委員会は、「住みよい活力あるまち」の実現を目指して、平成23年7月に30名の委員で結成され、これまで審議を重ねてまいりましたが、このたびその結果を取りまとめた「美浦村地域活性化対策に関する提言書」を作成し、平成26年12月22日に諸岡正明委員長から中島村長に提出しました。今後は毎年度、提言の進捗状況について、村長から委員会に説明されます。

### 《提言の概要》

- (1) 主要な幹線道路ネットワークの充実・整備
- (2) 交流拠点の整備
- (3) 積極的な企業誘致
- (4) 子育て・教育環境の充実とPR
- (5) 特産品の発掘とPR
- (6) 霞ヶ浦を利用した村の特色を活かした交流人口増加とPR
- (7) 個々の地域が確立されたまちづくりの推進
- (8) 地域公共交通の充実
- (9) 美浦村への入退出箇所へ村のイメージ看板設置
- (10) 村税収入目標「30億円」の達成
- (11) 全村的なPR・プロモーションの推進



美浦村地域活性化対策検討委員会